

令和4年4月1日から

屋外広告物管理者及び点検者の資格要件が変わりました。

近年、全国的に老朽化等による屋外広告物の落下・倒壊事故が発生しており、本市においても昨年、屋外広告物の倒壊事故が発生しました。幸い人身事故には至りませんでした。屋外広告物の適切な管理がこれまで以上に求められています。

このような状況を踏まえ、屋外広告物による公衆への危害を防止する観点から、一層の安全対策を図るため、次のとおり富山市屋外広告物条例施行規則を改正しました。この規則は令和4年4月1日から施行しておりますので、同日申請分より適用されます。

改正内容

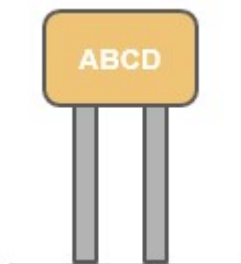
許可期間が1年を超える広告物（建物壁面への直塗り広告等を除く）の屋外広告物管理者及び点検者は以下の資格を有する者でなければならない。

◆資格要件

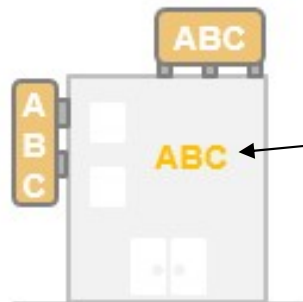
屋外広告士、点検技能講習会修了者、屋外広告業登録業者、屋外広告物講習会終了者、建築士、電気工事士、電気主任技術士、職業訓練指導員等（帆布製品、広告美術）

◆対象となる広告物

野立広告



突出し広告・屋上広告・壁面広告



壁面広告のうち
建物壁面に直接塗装
したもの等は対象外